

平成26年度

若桜町財政健全化判断比
率等に関する審査意見書

若桜町監査委員

若桜町監査発21号
平成27年8月31日

若桜町長 小林 昌 司 様

若桜町監査委員 藤 原 重 明

同 山 根 政 彦

平成26年度若桜町財政健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、平成26年度若桜町財政健全化判断比率及び資金不足比率について審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

平成26年度若桜町財政健全化判断比率審査意見

1 審査の対象

平成26年度 実質赤字比率

平成26年度 連結実質赤字比率

平成26年度 実質公債費比率

平成26年度 将来負担比率

上記各比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期日

平成27年8月26日

3 審査の方法

審査は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政に関する法律、その他関係法令等に従い、適正に作成されているかを関係書類等を照合審査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

4 審査の結果

審査に付された、次の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その算定は適正であると認める。

健全化判断比率

(単位:%)

区分	平成25年度	平成26年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (▲6.99)	— (▲9.21)	15.0	20.0
連結実質赤字比率	— (▲9.54)	— (▲11.23)	20.0	30.0
実質公債費比率	9.3	8.0	25.0	35.0
将来負担比率	— (▲13.3)	— (▲6.9)	350.0	

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率は、算定結果がマイナス(黒字)となったので「—」と表記するが、参考として黒字の数値を()内に「▲」で表記した。

- (1) 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率については、該当の数値はない。
- (2) 実質公債費比率は8.0%で前年度に比べて1.3ポイント改善されており、早期健全化基準(25.0%)と財政再生基準(35.0%)を下回っている。

これは、一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金等が前年度より約86%減少したことと災害復旧費等に係る基準財政需要額が増加したために改善した。

- (3) 将来負担比率は▲6.9%で、前年度に比べて6.4ポイント低下(マイナス)している。

これは主として、地方債残高と債務負担行為に基づく支出予定額が増加したため及び充
当可能財源のうち、基準財政需要額・算入見込額が減少したためである。

なお、早期健全化基準(350.0%)を大きく下回っている。

- (4) 本町の比率は、いずれも国の示す財政健全化基準の範囲内ではあるが、起債の増加や
基金の取り崩し等によって単年度で大きく変化するので、規模に見合った運用や他の比率
との関連を考慮する必要がある。

平成26年度若桜町公営企業資金不足比率審査意見

1 審査の対象

- 平成26年度 簡易水道事業
- 平成26年度 公共下水道事業
- 平成26年度 農業集落排水事業
- 平成26年度 赤松団地造成事業
- 平成26年度 索道事業

上記各事業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期日

平成26年8月26日

3 審査の方法

審査は、各公営企業会計の資金不足比率の計算が適正であるかどうかを、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類との照査や関係当局からの聴取等により実施した。

4 審査の結果

審査に付された次の資金不足比率は、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。いずれも適正に作成された書類に基づき算定されていると認める。

資金不足比率

(単位:%)

公営企業会計名	平成25年度	平成26年度	経営健全化基準
簡易水道事業	—	—	20.0
公共下水道事業	—	—	
農業集落排水事業	—	—	
赤松団地造成事業	—	—	
索道事業	—	—	

※ いずれの会計も資金不足額を生じておらず、資金不足比率は「—」で表示した。

- (1) 本町の比率は、いずれも国の示す基準では財政の健全段階の範囲である。
- (2) 資金不足が生じていないのは、赤松団地造成事業と索道事業を除く公営企業会計が一般会計からの繰入金(参考資料2)により収支均衡を図ったためである。